

原議保存期間10年  
(平成34年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第12号  
平成24年3月8日  
警察庁交通局交通規制課長

災害対策基本法に基づく交通規制の対象に関する意思決定の内容の標準等について

本日、「大規模災害に伴う交通規制の実施要領の制定について」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号、丙交企発第19号、丙交指発第4号、丙運発第22号。以下「局長通達」という。)が発出され、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ等が示されたところである。

局長通達を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)の規定に基づき都道府県公安委員会が実施する交通規制の対象に関する意思決定の内容の標準、大規模災害発生時における災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)別記様式第3の緊急通行車両確認標章(以下「標章」という。)の交付件数の報告要領は下記のとおりとするので、関係事務の運営に万全を期されたい。

#### 記

### 第1 意思決定の内容の標準

#### 1 概要

局長通達においては、大規模災害発生時に実施する交通規制について、2つの局面が示されている。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には第一局面から順に実施していくこととなることから、それぞれの段階において都道府県公安委員会の意思決定を得るべき交通規制の内容のうち、交通規制の対象に関する内容の標準を策定する。

#### 2 発災直後の意思決定

##### (1) 趣旨

第一局面において通行を認めることとなるのは、緊急自動車、災害応急対策(災対法第50条参照)に使用される車両、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による番号標以外のものを有しているもの並びに事前届出の対象とする規制除外車両(局長通達参照)である。

また、第二局面において通行を認めることとなるのは、第一局面の車両に加えて、事前届出対象外の規制除外車両である。第二局面においては規制除外車両の範囲を拡大するが、これは標章の交付対象を拡大することによることとし、公安委員会の意思決定の見直しは要しないこととする。

(2) 意思決定の内容（交通規制の対象）

車両。ただし、次のいずれかに該当する車両を除く。

- ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車
- イ 災害対策基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認標章（有効期限が到来していないものに限る。）を掲示した車両であって、同規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書を備え付けたもの
- ウ 災害対策基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認標章（有効期限が到来していないものに限る）を掲示した車両であって、「大規模災害に伴う交通規制の実施要領の制定について」（平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号、丙交企発第19号、丙交指発第4号、丙運発第22号）別記様式第5の規制除外車両確認証明書を備え付けたもの
- エ 災害対策に従事する自衛隊車両、米軍車両及び外交官関係の車両であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているもの

3 大型車等の通行を一律に認めることができる局面の意思決定

(1) 趣旨

第二局面において、大型貨物自動車、事業用自動車等について交通規制の対象から一律に除外する場合は、自動車登録番号標の寸法又は分類番号により車両の判別ができるよう、交通規制から除く車両をそれぞれ以下のとおり追加する。

(2) 規定例

ア 貨物自動車関係

(7) 大型貨物自動車・特定中型貨物自動車を除く場合

大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車

(1) 小型以外の貨物自動車を除く場合

自動車登録番号標の分類番号が1、10から19まで及び100から199までの自動車

イ 大型特殊自動車を除く場合

自動車登録番号標の分類番号が9、90から99まで及び900から999までの自動車並びに自動車登録番号標の分類番号が0、00から09まで及び000から099までの自動車

ウ 乗車定員11人以上の乗用自動車を除く場合

自動車登録番号標の分類番号が2、20から29まで及び200から299までの自動車

エ 事業用自動車を除く場合

事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車）

オ 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供する自動車を除く場合

自動車登録番号標の分類番号が8、80から89まで及び800から899までの

## 自動車

### 第2 標章の交付件数の報告

#### 1 報告内容

災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制を実施したときは、別添様式1及び別添様式2により、標章の交付件数（累計数）を報告すること。

#### 2 報告時点

大規模災害発生時に警察庁から別途指示する。

#### 3 報告要領

大規模災害発生時に警察庁から別途指示するが、文書伝送システムに不具合が生じた場合には、FAXによる報告を求めることとなることに留意すること。